

第三次川越市総合計画

ひと、まち、未来、みんながこころ ぐきぎ川越

これからのまちづくりの指針となる第三次川越市総合計画が、スタートしました。今回は最終回として、「第六章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち―地域社会と市民生活―」を紹介します。

地域コミュニティ活動の推進

環境美化・防災・防犯など、地域における課題を解決し、住みよい地域をつくるためには、住民自身がこれらの課題に取り組むことが重要です。自治会活動を活性化し、「コミュニティ活動」を促進するほか、NPOなどの市民団体や企業との協働関係を構築していきます。

「コミュニティ活動」の拠点となる自治会集会所施設については、建設・修繕などの整備を支援します。
平和で思いやりのある地域社会づくり

社会の中で生き生きと暮らしていくためには、差別や偏見のない平和で思いやりのある明るい社会を築くことが求められます。

市民の皆さんの人権意識を高めるための啓発活動の充

実、基本計画などの策定に取り組んでいきます。

また、平和の尊さを認識し、平和を愛する心をはぐくむため、広島平和祈念式典への参加など、市民参加による平和施策を充実していきます。

男女共同参画社会の実現

男女がお互いの人権を尊重し、個性と能力を發揮できる社会の実現が望まれています。政策や方針の決定過程など、あらゆる分野への男女共同参画を進めます。

また、家庭や地域、職場において男女が互いに協力し合い、多様な生き方が選択できる、男女共同参画社会の実現に努めていきます。

青少年健全育成の推進

青少年ひとりひとりが、夢をはぐくみ、健やかに成長するためには、社会全体での取り組みが必要です。

地域でのボランティア活動や体験学習などを通じ、青少年の健全育成を推進します。
防災体制の整備

関東地方で今後、大規模な地震の発生が懸念されるほか、都市化の進展で大雨による深刻な浸水被害を受ける場合もあります。これらの状況を踏まえ「川越市地域防災計画」を見直し、災害に対する予防・応急対策・復旧などを総合的に推進します。

また、人為的な事件・事故から市民の皆さんを守るため、情報伝達・避難誘導などの体制を確立し、危機管理体制の整備・充実を図ります。

消防・救急体制の整備

火災などによる被害の防止・軽減を図るため、消防車両・器材を計画的に整備し、消防力を強化させます。

また、市民の皆さんを対象



訓練も消防力強化のために不可欠です

とした救命講習の実施や救命士の養成・増員をさらに図り、救急業務体制を整備していきます。

防犯対策の推進

犯罪の発生件数は全国的にも増加傾向にあり、市内で届け出があった犯罪発生件数は、九千五百件と県内の市町村で三番目に多い状況です。自治会など各種団体を中心に「地域の安全は地域で守る」と認識し、地域の防犯推進体制を整備していきます。

また、空き交番の活用や防犯灯の整備などを進め、犯罪が起きにくい環境を整備します。

交通安全対策の推進

市内の交通事故件数はここ数年、一万件余りで推移しています。今後は、交通事故にあう可能性の高い高齢者が増

加することにより、件数の増加が懸念されます。

安全で快適な交通環境を確保するため、交通安全施設整備などを進めるとともに、関係機関・団体と連携して交通安全運動を推進します。

消費者対策の推進

経済社会の進展により、日常生活の利便性や快適性は向上したものの、商取引を巡るトラブルが急増しています。特にインターネットを利用した商取引に関する相談件数は、ここ数年倍増しています。消費者の権利を保護するため、関係機関との連携を含めた相談体制を充実するとともに、消費者自身の意識啓発に努めます。

葬祭事業の充実

自宅などで葬儀ができない市民の皆さんが、低費用で葬儀を行うことができる「市民聖苑やすらぎのさと」の利用件数が毎年増加しています。一方、斎場は引き続き適切な維持管理を行っていくとともに、新斎場建設に向けて検討を進めていきます。

問い合わせ：政策企画課 政策担当・冨内線2112

あなたのメッセージが
小江戸の夜空を彩ります！

第17回小江戸川越花火大会 記念メッセージ花火 を募集！

7月22日(土) (悪天候の場合は23日(日))
ことしの会場は、伊佐沼公園

17回目を迎える小江戸川越花火大会。ことしも、皆さんの記念メッセージ花火を募集します。結婚・出産・誕生日・入学・卒業・就職・還暦・新築などのお祝いを、メッセージにしてみませんか。あなたの花火で、小江戸川越の夏の夜空を彩りましょう。

申込期間…5月25日(木)～6月7日(水)

定員…先着20人

花火の種類・経費…4号玉段打ち(5発) 20,000円(税込)

申し込み…必要事項を記入した申込書に経費を添えて、平日の午前9時～午後5時に小江戸川越観光推進協議会(本庁舎5階・観光課内)。申込書は、観光課にあります。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

取り扱い要領…花火大会プログラムに提供者名を記載し、大会当日、会場で打ち上げ前にメッセージを読み上げます。メッセージは、提供者名を含めて40文字以内(例：○○○ちゃん、お誕生日おめでとう 提供△△△△)

問い合わせ…観光課観光推進担当・TEL内線2733

「動物の愛護及び管理に関する法律」改正に伴うお知らせ

■特定動物(危険な動物)を飼っている方へ

六月一日(木)から、特定動物(危険な動物)を飼う場合には、許可が必要となります。この法律改正により、「危険

な動物」は「特定動物」に名称が変更され、全国一律の規制に変わります。

それに伴い、ワニガメ・オオワシなど、県の条例では指定されていなかった動物が、新たに指定されます。また、飼育する施設についても規定されています。対象となる動物を飼っている方、また、こ

れから飼い始める方は、許可などについて事前にご相談ください。

■ペットシヨップ・ペットホテルなどを営業する動物取扱業者の方へ

六月一日(木)から、動物取扱業が現行の届け出制から登録制に変わります。動物取扱業者を始める方は、

営業を開始する前に保健所で登録する必要があります。すでに届け出済みで営業を行っている方も、来年五月末までに新たに登録をする必要があります。

また、今まで届け出の対象にならなかった「インターネッツによる仲介業者」「ペット美容業」なども、新たに登

録の対象となります。

対象となる取扱業の種類など、詳しくはお尋ねください。問い合わせ…食品・環境衛生課環境衛生係…TEL2271-5103

5103

下水処理区域がさらに拡大

六月一日(木)から、次の住所にお住まいの方は、公共下水道が使えることとなります。該当する方は、トイレの水洗化および公共下水道への接続工事を、市指定の下水道工事店に依頼してください。

全部地域…府川五一番地

一部地域…的場八三番地

下広谷一三番地

新町三番地

六番地

〇番地

地

南大塚五〇番地

地

田一四番地

*一部地域とは、地番の一部

が処理区域になることです。

問い合わせ…下水維持課排水

指導係…TEL2391559

5